【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2019年9月19日

【計算期間】 第14期(自 2018年6月23日 至 2019年6月24日)

【ファンド名】 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

【発行者名】 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 塚本 直樹

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー14階

【電話番号】 (03)6447-3087

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象 とし、 投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を 行います。 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投
	資する、主要な投資対象をいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として
	信託金を追加することができます。
	委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更するこ
	とができます。

ファンドの基本的性格

a . ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加	単位型・追加 型の別 追加型投信		ー度設定されたファンドであってもその後追 加設定が行われ従来の信託財産とともに運用
型の別			加設をかりわれば木の信託別座ところに連用されるファンド
投資対象地域	国内		目論見書または信託約款において、組入資産
	海外		による主たる投資収益が実質的に海外の資産
	内外		を源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	債券	目論見書または信託約款において、組入資産
	不動産投信	その他資産] による主たる投資収益が実質的に株式を源泉
	資産複合		とする旨の記載があるもの

^{*}ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

b.ファンドの属性区分

	属性区分項目	属性区分の定義		
投資対象	株式		目論見書または信託約款において、その	
資産	(一般)	(大型株)	他資産(投資信託証券)を投資対象とす	
	(中小型株)		る旨の記載があるもの	
	債券		ファンドが投資対象とする投資信託証	
	(一般)	(公債)	券(親投資信託)は、株式(一般)を	
	(社債)	(その他債券)	投資対象としており、ファンドの実質	
	(クレジット属性)		りな投資収益の源泉は株式(一般)で ・*	
	不動産	 投信	- 	
	その他資産(投	資信託証券)	1	
	資産	複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)		
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年1	
	年4回	年6回(隔月)	回決算する旨の記載があるもの	
	年12回(毎月)	日々		
	その他			
投資対象	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入	
地域	北米	欧州	資産による投資収益が欧州地域、エマー	
	アジア	オセアニア]ジング地域(新興成長国(地域))の資	
	中南米	アフリカ] 産を源泉とする旨の記載があるもの	
	中近東 (中東)	エマージング		
投資形態	ファミリー	ファンド	目論見書または信託約款において、親投	
	,,,,,		▍資信託(ファンド・オブ・ファンズにの	
	 ファンド・オブ・ファンズ		み投資されるものを除く。)を投資対象	
V ++	2,21 32 2,22		として投資するもの	
為替	- 為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替	
ヘッジ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		のヘッジを行わない旨の記載があるもの またはかまのないごも行うにの記載があ	
	為替ヘッジなし		┃または為替のヘッジを行う旨の記載がな ┃ いもの	
			いつい	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

^{*}ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ファンドの特色

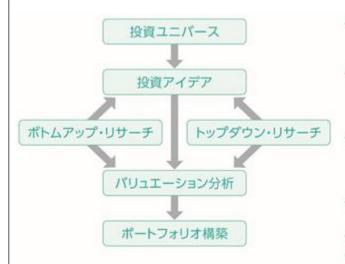
7.	主として、マザーファンド ¹ 受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場されている株式(DR(預託証券)を含みます) ² に投資を行います。 1ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式マザーファンド」です。 2主たる企業活動が東欧地域およびロシアである外国企業の株式にも投資します。また、米ドル建てのDRなどを含みますので、投資対象国以外の通貨を保有する場合
2.	があります。 中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション(投資価値)などを勘案して選定した銘柄に投資します。
3.	実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いませ ん。
4.	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド(英国、オックスフォードシャー)に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
5 ,	ファミリーファンド方式 ³ で運用を行います。 3ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式などに直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。
	(ベビーファンド) (マザーファンド) 投資 (マザーファンド) 投資 (受益者) 投資 (力がスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド 損益 (対式など) 投資 (対域の対象 (対域) (対域の対象 (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域) (対域)

ファンドの運用プロセス

運用プロセス

トップダウン・リサーチとボトムアップ・リサーチを組み合わせた実践的なアプローチを行います。

主要な投資銘柄に関して1年先の目標株価を設定し、定期的に見直しを実施します。 社内の企業調査と外部アナリストの企業調査を融合します。



●東欧諸国およびロシアの株式

(主たる企業活動が東欧地域およびロシアである外国企業の 株式を含みます。)

トップダウン・リサーチ:

- ●グローバル/地域/各国の主要経済指標の分析
- 外部のエコノミストおよびストラテジストの分析や予測の 見直し

◆ボトムアップ・リサーチ:

- ●企業訪問、取材、厳選された外部プローカー調査
- 潜在需要、価格決定力、マーケット・シェア動向、経営戦略、 キャッシュ・フロー、ESGなどの調査・分析
- 収益性、株価収益率(PER)などのパリュエーション指標を用いて 銘柄分析
- ●パリュエーション分析を基に投資銘柄を決定
- ◆時価総額・流動性を考慮し、十分な株価成長性のある銘柄を選定

ファンドの運用プロセス等は、2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

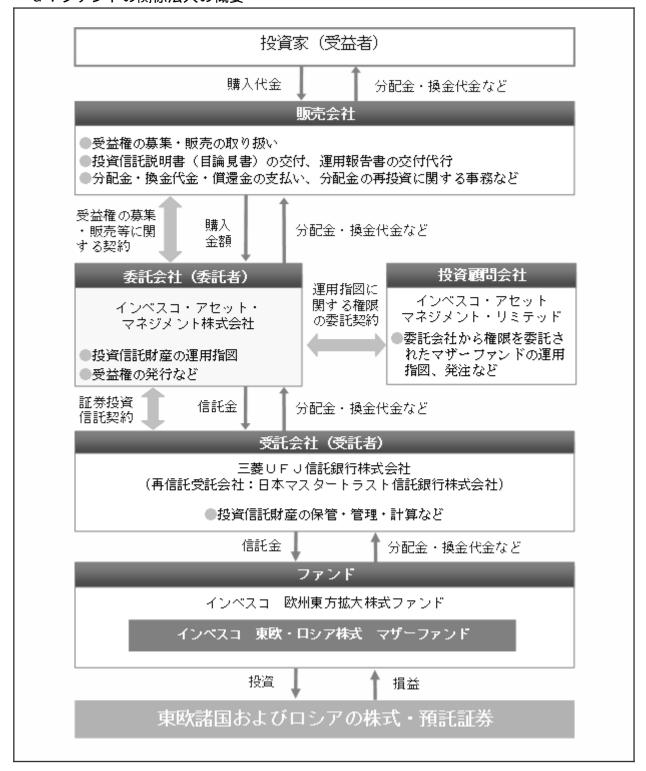
(2)【ファンドの沿革】

2005年 6 月14日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



b . 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジ メント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会 社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、 投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書 (請求目論見書)・運用報告書の作成、投資信託財産 の計算(受益権の基準価額の計算)および投資信託財 産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・ 管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託 事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジ メント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限 の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判 断・発注などを行います。

c . 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

C . XHOZITA > > 1 O MINI	
受託会社と締結している契約: 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の 総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規
	定されています。
販売会社と締結している契約: 受益権の募集・販売等に関する 契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・ 償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随す る事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの
約:	運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資
運用指図に関する権限の委託契	顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが
約	規定されています。

委託会社等の概況

名称(商号等)	インベスコ・アセ	zット・マネジメント株式会	会社	
	(金融商品取引業	(者 関東財務局長(金商)	第306号)	
資本金	4,000百万円 (20 ⁻	19年7月31日現在)		
沿革		イエム・トウキョウ株式会 式会社)設立	社(後のイン	′ベスコ投資
	1990年:エムア・	イエム投信株式会社(後)	のインベスコ	投信株式会
	社)設立 1996年:インベ <i>ス</i>	<i>L</i> スコ投資顧問株式会社とイ	ンベスコ投信	株式会社が
	· ·	インベスコ投信投資顧問		
	1998年:エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併			
	2014年:インベス	<u>(コ・アセット・マネジメン</u>	ノト株式会社に	二社名変更
大株主の状況			(2019年7月	31日現在)
	名称	住所	所有株式数	所有比率
		Perpetual Park,		
	インベスコ・	Perpetual Park Drive,		
	ファー・イース	Henley-on-Thames,	40,000株	100%
	ト・リミテッド	Oxfordshire, RG9 1HH,		
		United Kingdom		
			•	

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主な投資態度 ・中長期的視点に立った企業収益の成長性などに焦点を当て、 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸 国およびロシアの株式(国外に上場するDR(預託証券)を 含みます。)を中心に投資します。 ・実質外貨建資産については、原則として為替へッジを行いま せん。 ・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュ エーション(投資価値)などを総合的に勘案して選定した銘 柄に投資します。 ・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができ ない場合があります。 ・投資状況によりマザーファンドと同様の運用を行う場合があ ります。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに実質的	基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを 目標として運用を行います。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	主な投資態度	主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの株式(国外に上場するDR(預託証券)を含みます。)を中心に投資します。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション(投資価値)などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。 ・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・投資状況によりマザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の
種類(特定資産(投資
信託及び投資法人に関
する法律第2条第1項
で定めるもの))

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第29条および第30条に定めるものに限ります。)
- c . 約束手形
- d. 金銭債権

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条 第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法 第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j.コマーシャル・ペーパー
- k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権 証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法 第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融 商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいま す。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項 第18号で定めるものをいいます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかる ものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示される べきもの
- t . 外国の者に対する権利で前 s . の有価証券の性質を有する もの

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

投資対象とする金融商 品

委託会社は、信託金を、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- *前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの運用体制



ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	 ・コンプライアンス部(5名程度)は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・プロダクト・マネジメント本部(15名程度)は、投資顧問会社およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会(5名程度)は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 *「3 投資リスク(2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内 規程を定めています。
ファンドの関係法人に 対する管理体制	 投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、2019年7月31日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

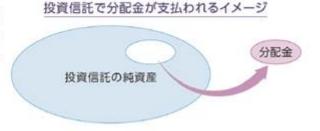
(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年1回の6月22日(同日が休業日の場合は翌営業日)。						
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた利						
	子、配当収入と売買益(評価益を含みます。)の全額としま						
	す。						
	│ ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案						
	して決定します。						
	・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判						
	断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。						
分配金の支払い	a.「分配金再投資コース」						
	分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。						
	b.「分配金受取りコース」						
	分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目まで						
	に販売会社でお支払いを開始します。						
	* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記						
	録されている受益者(当該分配金にかかる決算日以前において、一						
	部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分						
	配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払						
	い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につ						
	いては、原則として取得申込者とします。)に支払います。						
	│ *「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権						
	は、振替口座簿に記載または記録されます。						

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- ■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

マザーファンド受益証 券への投資制限(運用 の基本方針)	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けませ ん。
株式および預託証券へ の投資制限(運用の基	株式および預託証券への実質投資割合 ¹ には、制限を設けませ
本方針)	ん。 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに
	属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純 資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま
	す。)との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。 以下同じです。
外貨建資産への投資制 限(運用の基本方針)	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへ の投資制限(運用の基 本方針)	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式および 預託証券への投資制限 (運用の基本方針)	同一銘柄の株式および預託証券への実質投資割合は、投資信託 財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権 証券などへの投資制限 (運用の基本方針)	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資 割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債な どへの投資制限(運用 の基本方針)	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ² への 実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下としま す。
	2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1 項第 3 号の財産が当該新 株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が
	それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、 ならびに会社法施行前の旧商法第341条丿3第1項第7号および第8 号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資 制限(運用の基本方 針)	投資信託証券 ³ への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デリバティブ取引の利	3 マザーファンド受益証券を除きます。以下同じです。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
用(運用の基本方針)	ニュニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー
デリバティブ取引等に かかる投資制限(第22 条第7項)	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の 規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純 資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避の	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式
ための投資制限(第25 条の2)	等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティ ブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実
	質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を 超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合に
	は、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該 実質比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図(第28 条)	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により 株券を売り付けることの指図をすることができます。
<i>,</i> , ,	・当該売り付けるとこの指因をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しによ り行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図 (第29条)	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを 回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることがで きます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り 扱うものとします(以下同じです。)。
	- わが国の金融商品取引所 4 における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・ 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引
	ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取 引および先物オプション取引を行うことの指図をすることが できます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するた
	め、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引 およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることが できます。
	4金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があ
スワップ取引の運用指	ります。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、な
図(第30条)	らびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金
	利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を 行います。
有価証券の貸し付けの 指図(第31条)	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に 属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすること ができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の
	受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有 価証券への投資制限 (第32条)	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指 図(第33条)	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、およ び為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引 の指図をすることができます。
資金の借り入れ(第41 条)	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払 資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手 当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合 を含みます。)の指図をすることができます。
	・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にか かる投資制限(金融商 品取引業等に関する内 閣府令第130条第1項第	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額
8号)	を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する 株式の投資制限(投資 信託及び投資法人に関 する法律第9条)	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が 運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託 財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株 式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、 投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しませ ん。

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンドの投資方針

	The Prince of th
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを 目標として運用を行います。
10.50.1.6	
投資対象	東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場(これに準ずるもの を含みます。)されている企業の株式(国外に上場するDR
	(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資態度	・株式の投資にあたっては、東欧諸国およびロシアの企業の株
土は投具忠反	
	式を中心に、主たる企業活動がロシアおよび東欧地域である
	外国企業の株式にも投資します。
	・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュ
	エーション(投資価値)などを総合的に勘案して選定した銘
	柄に投資します。
	・株式の組入比率は原則として高位を保ちます。なお、市況動
	向などによっては一時的に株式組入比率を引き下げる場合が
	あります。
	・外貨建資産に関しては原則として為替ヘッジを行いません。
	・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができ
	ない場合があります。
	・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の
	指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	・株式および預託証券への投資割合には制限を設けません。
工体以及即成	
	・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得
	時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
	・同一銘柄の株式および預託証券への投資割合は、投資信託財
	産の純資産総額の10%以下とします。
	・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割
	合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への
	投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下としま
	す。
	・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	5%以下とします。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

<u>委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損</u> 失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご 理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因

(1) 坐于叫吸り交到女囚	
価格変動リスク	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》
(株式)	│ 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の
	需給などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	│ 《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要
	因です。》
	ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に
	陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大
	きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがありま
	す。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生し
	│ た場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の
	下落要因です。》
	│ 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新
	│ たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する
	│ 有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収
	│ ができなくなる可能性があります。
	│ 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カント
	│ リー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リ
	スク」が高い傾向にあります。
為替変動リスク	《為替の変動(円高)は、基準価額の下落要因です。》
	│ ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受ける
	ことになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での
	資産価値が下落します。
流動性リスク	《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能
	性があります。》
	市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等について
	は、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望
	する数量の一部またはすべての売買ができない可能性がありま
	す。
	

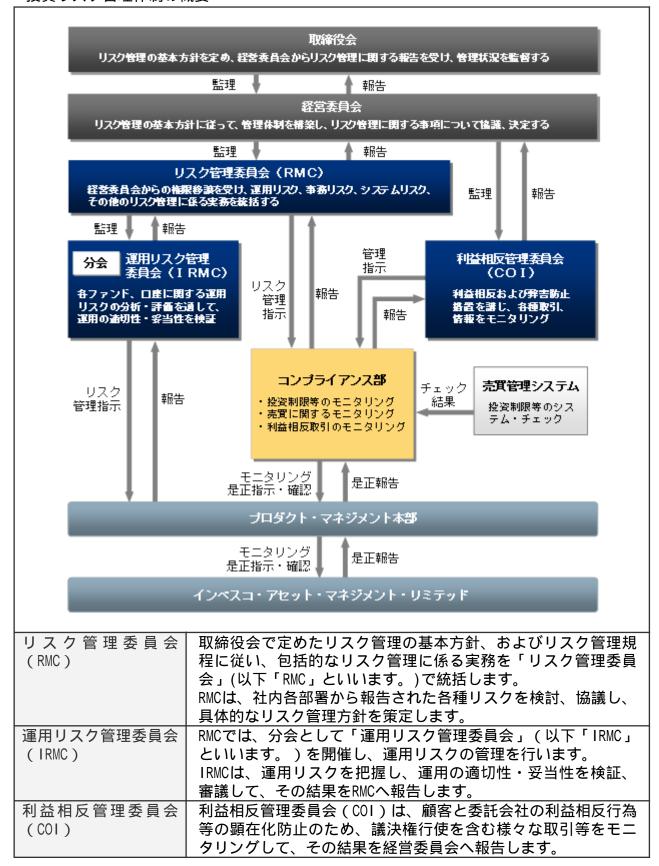
基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

投資信託に関する留意点

換金資金手当に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う 場合や市場環境の急激な変化等により市場の流動性が低下した 場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できな いことがあります。
ファミリーファンド方 式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加 設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにお いて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価 証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンド の基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3)投資リスクに対する管理体制 投資リスク管理体制の概要



関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの 遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指 示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメ ント本部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定性面について精査し、経営委員会に報告します。

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの投資リスク管理体制

トレーディング・シス テム	投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、 違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を発 します。
インベストメント・ オーバーサイトチーム	ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイドライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認められた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知します。
CIOチャレンジ・プロセス	CIO、インベストメント・オーバーサイトチームヘッド、ファンド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論します。 ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析 ・過去の投資判断に関する定量・定性分析 ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(96)100,0 25,000 分配金再投資基準価額(左軸) 20,000 80.0 15,000 60,0 10,000 40.0 5,000 20.0 0 0.0 -20,0 ファンドの年間騰落率(右軸) -40,0

2014年8月 2015年8月 2016年8月 2017年8月 2018年8月 2019年7月

*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再 投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いて います。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率 とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド: 2014年8月~2019年7月 代表的な資産クラス: 2014年8月~2019年7月



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファ ンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるよ うに作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対 象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落 率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日 本 株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、 日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・ インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ペース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)に、当日の米ドル為替レート(WM/ロイター値)を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI団債は、野村證券株式会社が発表している日本の団債 市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、 NOMURA-BPI団債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切 の権利は、野村證券株式会社に帰難します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建 てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指 数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバー シファイド(米ドルベース)に、当日の米ドル為替レート(WM/ ロイター値)を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。 JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースのものを使用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

購入時手数料	・購入時手数料 ¹ は、購入口数、購入金額 ² または購入代金 ³ などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.78%(税抜き3.50%)以内 ⁴ の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
	1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。 4 消費税率が10%に変更された場合は、3.85%(税抜き3.50%)以内となります。
分配金の再投資にかか る手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、 無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

換金(解約)手数料	ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありませんが、信 託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じ て得た額とします。

*「信託財産留保額」とは、換金(解約)する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性 を確保するため、信託期間満了前に換金(解約)する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差 し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(3)【信託報酬等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率2.052%(税抜き					
	1.90%) を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 消費税率が10%に変更された場合は、年率2.09%(税抜き1.90%)となります。					
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り(税抜き)とします。					
		委託会社	販売会社	受託会社	合計	
	(年率)	1.00%	0.80%	0.10%	1.90%	
	* 委託会社が受	受け取る報酬に	は、マザーフ	ァンドの運用指	図に関する権限	
	の委託先であ	_あ る、インベス	コ・アセット	・マネジメント	・リミテッドへ	
	の報酬が含ま	まれています。	同社に対しては	は、委託会社が	受け取る報酬額	
	(税抜き)×	: 40%により計	算された報酬額	が支払われます	۲.	
	信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。					
	配分先としている。 一般の内容					
	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、 法定書面等の作成、基準価額の算出等 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理および事務手続き等				
	販売会社					
	 受託会社 	ファンドの! 行等	オ産の保管・管	理、委託会社だ	いらの指図の実	
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末					
	│ または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとしま │					
	す。					

(4)【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸費用

IMAG 5 OV TO HAZOVIO	
該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料
	・先物取引やオプション取引等に要する費用
	・資産を外国で保管する場合の費用
	・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
	・受託会社の立て替えた立替金の利息
	・投資信託財産に関する租税
	・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金
	額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

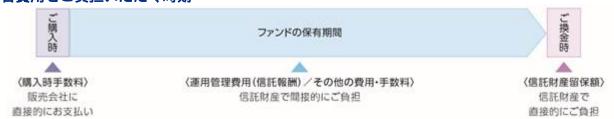
その他信託事務の諸費用

該当する費用	・監査費用(ファンドの決算時等に監査法人から監査を受ける ための費用) ・法律顧問および税務顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報 告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載し た書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
計算方法等	
	その他信託事務の諸費用 上限固定率
	この他は10年初の相負用 工程国定平
	純資産総額に対して年率0.108%(税抜き0.10%)
	・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産
	のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けるこ
	とができます。
	│・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、そ│
	の他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もっ
	た結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%(税
	│ 抜き0.10%) 相当額を上限とし一定の率を定め、かかるそ │
	の他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領
	することができます。
	・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中
	に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲
	内で変更することができます。
	消費税率が10%に変更された場合は、年率0.11%(税抜き0.10%)とな
	ります。
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期
	末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当
	額とともに、委託会社に支払われます。

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(参考)

各費用をご負担いただく時期



EDINET提出書類 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

< 照会先 >

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者(法人を含む。) である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。							
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)						
	2038年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)						
	・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税 (配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することも可能です。							
解約金および償還金 に対する課税		は(譲渡益)については、譲渡所得と 中告分離課税が適用されます。						
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)						
	2038年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)						
	・原則として確定申告が必要 を利用した場合は、申告不	要ですが、特定口座(源泉徴収あり) 要です。						
損益通算について	より他の上場株式等の譲渡 定公社債等の利子所得(申 す。)と損益通算すること ・解約時および償還時の差益 公社債等の利子所得(申	(譲渡損)については、確定申告に 登益、上場株式等の配当所得および特 告分離課税を選択したものに限りま ができます。 益(譲渡益)、普通分配金および特定 告分離課税を選択したものに限りま 一場株式等の譲渡損と損益通算するこ						
	*特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い 合わせください。							

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課 税 ・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および 償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税 が源泉徴収されます。

2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除 することができます。

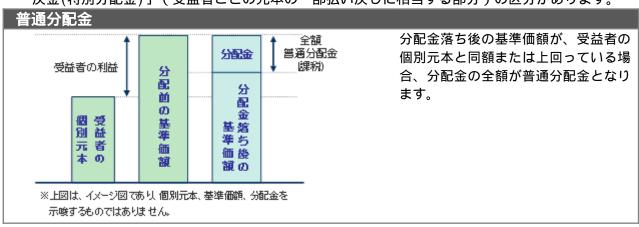
個別元本について

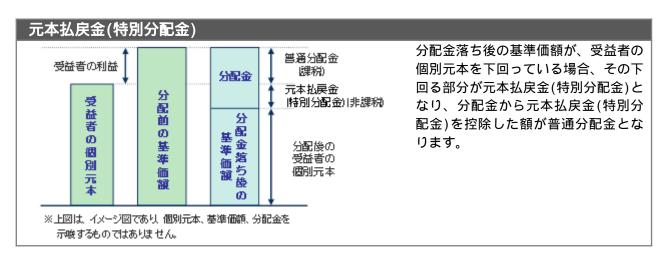
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(以下「個別元本」といいます。)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。





インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記は、2019年7月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、 税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることが あります。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2019年7月31日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,344,306,065	100.22
コール・ローン、その他の資産(2,965,878	0.22	
合 計(純資産総額)		1,341,340,187	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ロシア	976,107,810	72.61
	ポーランド	152,496,201	11.34
	ハンガリー	55,499,796	4.12
	キプロス	32,588,741	2.42
	ポルトガル	31,527,215	2.34
	スイス	23,642,095	1.75
	イギリス	21,832,325	1.62
	オーストリア	18,731,126	1.39
	チェコ	7,965,000	0.59
	小 計	1,320,390,309	98.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	23,907,827	1.77
合 計(純資産総額)		1,344,298,136	100.00

(2)【投資資産】(2019年7月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド	621,730,675	2.1285 1,323,364,101	2.1622 1,344,306,065	100.22

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.22
合 計	100.22

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

(>	(5) 17			ンプが 1	 	<i>/ / / </i>				
順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ロシア	株式	SBERBANK	銀行	75,150	1,662.19	124,913,729	1,638.29	123,117,584	9.15
2	ロシア	株式	NOVATEK PJSC GDR REGS	エネルギー	5,248	22,271.19	116,879,257	22,770.94	119,501,914	8.88
3	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON	エネルギー	13,500	9,019.29	121,760,452	8,684.68	117,243,201	8.72
4	ロシア	株式	PJSC GAZPROM	エネルギー	138,800	778.73	108,087,935	802.19	111,345,049	8.28
5	ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	素材	26,800	2,447.65	65,597,266	2,478.07	66,412,501	4.94
6	ロシア	株式	ROSNEFT OIL PJSG- GDR	エネルギー	90,000	715.98	64,438,204	717.67	64,590,826	4.80
7	ロシア	株式	TATNEFT PAO- SPONSORED GDR	エネルギー	8,000	7,904.64	63,237,171	7,504.85	60,038,809	4.46
8	ポーラ ンド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN	保険	47,500	1,219.49	57,926,221	1,178.90	55,998,025	4.16
9	ハンガ リー	株式	OTP BANK	銀行	12,100	4,346.32	52,590,532	4,586.76	55,499,796	4.12
10	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS	電気通信 サービス	94,250	477.03	44,960,854	456.28	43,005,144	3.19
11	ポーラ ンド	株式	KRUK	各種金融	6,500	5,251.79	34,136,681	5,215.15	33,898,475	2.52
12	ロシア	株式	GAZPROM NEFT- SPONSORED	エネルギー	9,500	3,443.88	32,716,936	3,563.39	33,852,224	2.51
13	キプロ ス	株式	TCS GROUP HOLDING	銀行	14,850	1,960.95	29,120,137	2,194.52	32,588,741	2.42
14	ポルト ガル	株式	JERONIMO MARTINS	食品・生活 必需品小売 り	17,800	1,731.80	30,826,131	1,771.19	31,527,215	2.34
15	ロシア	株式	X 5 RETAIL GROUP	食品・生活 必需品小売 り	8,650	3,682.89	31,857,051	3,587.29	31,030,083	2.30
16	ロシア	株式	ALROSA PJSC	素材	195,300	153.18	29,916,523	139.60	27,264,349	2.02
17	ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAS	エネルギー	450,000	70.61	31,777,200	53.55	24,101,784	1.79
18	スイス	株式	WIZZ AIR HOLDINGS	運輸	5,075	4,559.56	23,139,784	4,658.54	23,642,095	1.75
19	ポーラ ンド	株式	WARSAW STOCK EXCHANGE	各種金融	20,100	1,172.70	23,571,351	1,081.08	21,729,839	1.61
20	ポーラ ンド	株式	ccc	耐久消費 財・アパレ ル	5,000	4,572.41	22,862,090	4,155.20	20,776,030	1.54
21	ロシア	株式	TMK PAO GDR-REG S	エネルギー	52,450	421.52	22,108,892	393.82	20,655,859	1.53
22	ロシア	株式	MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	素材	20,500	988.62	20,266,792	952.77	19,531,842	1.45
23	ロシア	株式	UNITED COMPANY RUSAL	素材	375,000	45.42	17,032,612	50.83	19,064,025	1.41
24	ロシア	株式	YANDEX NV-A	メディア・ 娯楽	4,500	4,239.13	19,076,098	4,222.83	19,002,766	1.41
25	ロシア	株式	GLOBALTRA-SPONS GDR-S	運輸	20,000	994.05	19,881,120	940.82	18,816,448	1.39
26	オース トリア	株式	ATRIUM EUROPEAN REAL ESTATE	不動産	42,000	390.23	16,389,735	445.97	18,731,126	1.39

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

								12114444		10 TO 10
27	イギリ ス	株式	KAZ MINERALS	素材	24,750	770.70	19,074,944	753.81	18,656,863	1.38
28	ロシア	株式	PJSC MOSCOW EXCHANGE-RTS	各種金融	98,277	153.72	15,107,690	159.37	15,662,884	1.16
29	ロシア	株式	ETALON GROUP GDR-S	不動産	64,400	221.74	14,280,557	235.74	15,182,223	1.12
30	ロシア	株式	PHOSAGRO PJSC-GDR S	素材	9,000	1,401.45	12,613,104	1,347.13	12,124,224	0.90

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
	エネルギー	41.24
	銀行	15.71
	素材	12.12
	各種金融	5.30
	食品・生活必需品小売り	4.65
	保険	4.16
 株 式	電気通信サービス	3.19
	運輸	3.15
	不動産	2.52
	メディア・娯楽	2.12
	耐久消費財・アパレル	1.78
	小売	0.83
	公益事業	0.78
	食品・飲料・タバコ	0.59
	合 計	98.22

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たり	1口当たり
	(百万円)	(百万円)	純資産額(円)	純資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 5 期計算期間(2010年 6 月22日現在)	3,606	3,606	0.8001	0.8001
第6期計算期間(2011年6月22日現在)	3,288	3,288	0.8782	0.8782
第7期計算期間(2012年6月22日現在)	2,208	2,208	0.6495	0.6495
第8期計算期間(2013年6月24日現在)	2,149	2,149	0.8286	0.8286
第9期計算期間(2014年6月23日現在)	2,039	2,039	0.9378	0.9378
第10期計算期間(2015年6月22日現在)	1,654	1,654	0.8579	0.8579
第11期計算期間(2016年6月22日現在)	1,245	1,245	0.6972	0.6972
第12期計算期間(2017年6月22日現在)	1,443	1,443	0.8787	0.8787
第13期計算期間(2018年6月22日現在)	1,336	1,336	0.9976	0.9976
第14期計算期間(2019年6月24日現在)	1,341	1,341	1.1187	1.1187
2018年7月末日	1,401	-	1.0602	-
2018年 8 月末日	1,346	-	1.0232	-
2018年 9 月末日	1,429	-	1.1044	-
2018年10月末日	1,303	-	1.0184	-
2018年11月末日	1,328	-	1.0501	-
2018年12月末日	1,203	-	0.9565	-
2019年 1 月末日	1,321	-	1.0536	-
2019年 2 月末日	1,309	-	1.0577	
2019年 3 月末日	1,301	-	1.0600	-
2019年 4 月末日	1,350	-	1.1178	-
2019年 5 月末日	1,297	-	1.0788	-
2019年 6 月末日	1,361	-	1.1369	-
2019年 7 月末日	1,341	-	1.1340	-

【分配の推移】

	1 口当たりの分配金(円)
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000
第8期計算期間	0.0000
第9期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.0000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000
第14期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第5期計算期間	32.18
第6期計算期間	9.76
第7期計算期間	26.04
第8期計算期間	27.58
第9期計算期間	13.18
第10期計算期間	8.52
第11期計算期間	18.73
第12期計算期間	26.03
第13期計算期間	13.53
第14期計算期間	12.14

⁽注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

,					
	設定数量(口)	解約数量(口)			
第5期計算期間	453,784,591	1,160,708,946			
第6期計算期間	427,826,429	1,190,621,758			
第7期計算期間	311,773,699	655,902,881			
第8期計算期間	118,894,748	924,990,707			
第9期計算期間	91,301,601	510,767,098			
第10期計算期間	241,447,141	487,048,320			
第11期計算期間	91,775,902	233,950,913			
第12期計算期間	198,008,309	342,000,598			
第13期計算期間	56,948,400	360,336,347			
第14期計算期間	15,066,572	155,742,865			

⁽注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移(過去10年)



基準価額 11,340円 純資産総額 1,341百万円

期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-0.3%
3カ月	1.4%
6カ月	7.6%
1年	7.0%
3年	63.1%
5年	30.4%
設定来	66.3%

- ・期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
- *基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- *分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

/ 分配の推移

(課税前/1万口当たり)

決算期	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,300円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、 マザーファンドの資産の状況を記載しています。

▮資産配分

	純資産比	
株式	98.2%	
キャッシュ等	1.8%	

200000000000000000000000000000000000000	444
銘柄数	36

*株式には預託証券を含んでおり、預託証券へ 投資する場合、投資通貨は米ドルなどとなっ ております。

■組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	ロシア	72.6%
2	ポーランド	11.3%
3	ハンガリー	4.1%
4	キプロス	2.4%
5	ポルトガル	2.3%

■組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	ズベルパンク・オブ・ロシア	ロシア	銀行	9.2%
2	ノバテク	ロシア	エネルギー	8.9%
3	ルクオイル	ロシア	エネルギー	8.7%
4	ガスプロム	ロシア	エネルギー	8.3%
5	MMCノリリスクニッケル	ロシア	素材	4.9%
6	ロスネフチ	ロシア	エネルギー	4.8%
7	タトネフチ	ロシア	エネルギー	4.5%
8	ポシュラクネ・ザクラド・ウベスピクゼン	ポーランド	保険	4.2%
9	OTP銀行	ハンガリー	銀行	4.1%
10	モパイル・テレシステムズ	ロシア	電気通信サービス	3.2%

- *国名は発行体の国籍 (所在国) などで区分しています。
- *業種はGICS (世界産業分類基準) に準じています。

ノ年間収益率の推移



- *ファンドにはベンチマークはありません。
- *ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額 を基に算出しています。
- * 2019年は7月末までの騰落率を表示しています。
- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みくださ
	い。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動 けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約 を含みます。)をお申し込みの販売会社との間で結んでいただ きます。
	なお、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)制度の適用はありません。
購入申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日には、購入のお申し込みの受け付 けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	 ・原則として毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する 場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額と します。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込 受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.78%(税
	抜き3.50%)以内 の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 消費税率が10%に変更された場合は、3.85%(税抜き3.50%)以内となります。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、 購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金として お申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

右価証券報告書	(内国投資信託受益証券)	
有侧弧分积口音	(內国仅具后式又無证分)	

購入の申し込みにかか	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込
る受益権の取り扱い	みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファ
	ンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申
	し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加
	の記載または記録が行われます。
	・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換え
	に、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載ま
	たは記録を行うことができます。
	・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振
	替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするた
	め、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」とい
	います。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとし
	ます。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があっ
	た場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新
	たな記載または記録を行います。
	・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加
	信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受
	益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

	l ll
換金申込不可日 	ロンドン証券取引所の休業日には、換金のお申し込みの受け付 けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。
	当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分とし て取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額 を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じ て得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して 5 営業日目から、 販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付 けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込 には一定の制限を設ける場合があります。
	・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、 換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあり
	ます。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

換金にかかる受益権の 取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消
	の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等 の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま す。
	・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、 振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還 日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい
	る受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除き ます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、 原則として、購入申込者とします。

< 照会先 >

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。 照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

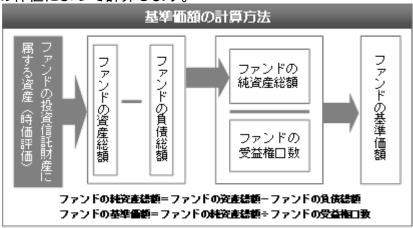
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産(受入担保 金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額か ら負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



基準価額の算出頻度 と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧州東方」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

主な投資資産の評価 方法

投資資産	評価方法
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関
	する事項はありません。
	* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録
	されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限(設定日:2005年6月14日)とします。
	なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を
	下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還するこ
	とがあります。

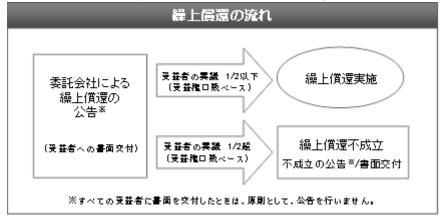
(4)【計算期間】

,	
ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年6月23日から翌年6月
	22日までとします。
	なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といい
	ます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業
	日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしま
	す。

(5)【その他】

繰上償還

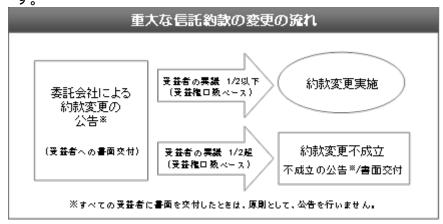
- ・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25 億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンド の信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と 合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させる ことができます。
- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届 け出ます。
- ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- *公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
- *上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- *委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはや むを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファ ンドの信託約款を変更することができます。
- ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容 を監督官庁に届け出ます。
- ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行いま す。



- * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
- *委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。

	有個証券報告書 (內国投資信
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更(その内容が重大なもの)を行う場合において、受益者は、所定の期間内(1カ月を下回らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の 更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属する
	ものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有しま す。
	│ ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日 │
	から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載ま たは記録されている受益者に支払います。
	・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しな
	│ いときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属する │ │ ものとします。
	3023076

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益権の換金	受益者は、受益権の換金(解約)を請求することができます。
(解約)請求権	
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファ
	ンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資 信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができ ます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2018年6月23日から2019年6月24日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監

査を受けております。

1【財務諸表】

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

(1)【貸借対照表】

	第13期 (2018年 6 月22日現在)	第14期 (2019年 6 月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,352,342,657	1,355,624,679
未収入金	87,542	147,989
流動資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668
資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668
負債の部		
流動負債		
未払解約金	189,278	420,725
未払受託者報酬	798,612	711,095
未払委託者報酬	14,374,972	12,799,666
その他未払費用	798,494	710,980
流動負債合計	16,161,356	14,642,466
負債合計	16,161,356	14,642,466
純資産の部		
元本等		
元本	1,339,541,742	1,198,865,449
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,272,899	142,264,753
(分配準備積立金)	308,916,196	325,008,108
元本等合計	1,336,268,843	1,341,130,202
純資産合計	1,336,268,843	1,341,130,202
負債純資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:行)
	第13期 自 2017年 6 月23日 至 2018年 6 月22日	第14期 自 2018年 6 月23日 至 2019年 6 月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	238,684,747	183,043,424
営業収益合計	238,684,747	183,043,424
営業費用		
受託者報酬	1,640,838	1,441,768
委託者報酬	29,534,904	25,951,731
その他費用	1,640,595	1,441,530
営業費用合計	32,816,337	28,835,029
営業利益又は営業損失()	205,868,410	154,208,395
経常利益又は経常損失()	205,868,410	154,208,395
当期純利益又は当期純損失()	205,868,410	154,208,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	56,089,529	10,150,349
期首剰余金又は期首欠損金()	199,260,869	3,272,899
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,209,089	1,479,606
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	43,188,406	682,312
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	3,020,683	797,294
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,272,899	142,264,753
		

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

基準及び評価方

1.有価証券の評価 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しており ます。

作成のための基 事項

2. その他財務諸表 計算期間末日の取扱い

2019年6月22日及び23日が休日のため、信託約款第44条第2項によ 本となる重要な │ り、当計算期間末日を2019年6月24日としております。このため、当計 算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第13期		第14期	
(2018年 6 月22日現在)		(2019年 6 月24日現在)	
1.期首元本額	1,642,929,689円	1.期首元本額	1,339,541,742円
期中追加設定元本額	56,948,400円	期中追加設定元本額	15,066,572円
期中解約元本額	360,336,347円	期中解約元本額	155,742,865円
2.計算期間末日における受益権の総数 1,339,541,742口		2.計算期間末日における受益権の総数 1,198,865,449口	
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,272,899円であります。		3.元本の欠損	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2017年 6 月23日	自 2018年 6 月23日
至 2018年 6 月22日	至 2019年 6 月24日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額6,077,140円	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用委託者が受ける報酬(委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額)の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。

2. 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,246,400円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(356,095,365円)及び分配準備積立金(260,669,796円)より分配対象収益は665,011,561円(1万口当たり4,964.46円)ですが、分配を行っておりません。

なお、分配金の計算過程においては、親投 資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を 充当する方法によっております。

2.分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(51,460,245円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(322,044,286円)及び分配準備積立金(273,547,863円)より分配対象収益は647,052,394円(1万口当たり5,397.19円)ですが、分配を行っておりません。

なお、分配金の計算過程においては、親投 資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を 充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針

証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。

2.金融商品の内容 及び金融商品に 係るリスク 当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 東欧・ロシア株式 マ ザーファンドです。

親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カント リー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされておりま す

また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。

3. 金融商品に係る リスク管理体制

取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。

RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 (2018年 6 月22日現在)	第14期 (2019年 6 月24日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時 価及びこれ らの差額	計上しているため、その差額はあり	同左

2. 時 価 の 算 定 (1) 有価証券 方法

「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」に記載しておりま

- (1)有価証券 同左
- (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。
- (2)デリバティブ取引 同左
- (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、 短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、当 該金融商品の時価を帳簿価額として おります。

(3)上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の する事項の 補足事項

金融商品の時価には、市場価格に 時 価 等 に 関 基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定 においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なること もあります。

同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 (2018年 6 月22日現在)	第14期 (2019年 6 月24日現在)	
/里 光 貝	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	179,701,334	172,913,098	
合 計	179,701,334	172,913,098	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第13期	第14期
(2018年 6 月22日現在)	(2019年 6 月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期	第14期
自 2017年 6 月23日	自 2018年 6 月23日
至 2018年 6 月22日	至 2019年 6 月24日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 (2018年 6 月22日現在)	第14期 (2019年 6 月24日現在)
1 口当たり純資産額 0.9976円	1 口当たり純資産額 1.1187円
(1万口当たり純資産額 9,976円)	(1万口当たり純資産額 11,187円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2019年6月24日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 東欧・ロシア株 式 マザーファンド	636,892,027	1,355,624,679	
	合計	636,892,027	1,355,624,679	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

区分	注記	(2018年6月22日現在)	(2019年 6 月24日現在)
	番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		17,776,428	18,797,482

コール・ローン	55,399	60,201
株式	1,327,669,939	1,334,675,059
派生商品評価勘定	12,848	168
未収入金	6,029,078	13,279,770
未収配当金	852,493	-
流動資産合計	1,352,396,185	1,366,812,680
資産合計	1,352,396,185	1,366,812,680
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	48,723
未払金	-	10,994,604
未払解約金	87,542	147,989
流動負債合計	87,542	11,191,316
負債合計	87,542	11,191,316
純資産の部		
元本等		
元本	727,848,578	636,892,027
剰余金		
剰余金又は欠損金()	624,460,065	718,729,337
元本等合計	1,352,308,643	1,355,621,364
純資産合計	1,352,308,643	1,355,621,364
負債純資産合計	1,352,396,185	1,366,812,680

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価 株式 基準及び評価方 法

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年 法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又は店 頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる 価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等 の評価基準及び 評価方法

為替予約取引

為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの計 算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算し ております。

作成のための基 本となる重要な 事項

3. その他財務諸表 | 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもっ て記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通 貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金 勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外 国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2018年 6 月22日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	911,781,110円
同期中における追加設定元本額	30,957,760円
同期中における解約元本額	214,890,292円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド	727,848,578円
合計	727,848,578円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	727,848,578口

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	1 四世分和古首(四国汉县)
(2019年 6 月24日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	727,848,578円
同期中における追加設定元本額	7,993,842円
同期中における解約元本額	98,950,393円
同計算期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名) インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド 合計	(金額) 636,892,027円 636,892,027円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	636,892,027□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対す る取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約 款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容 及び金融商品に 係るリスク	当ファンドは、外国の株式を主要投資対象としております。 外国の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係る リスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に 記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年 6 月22日現在)	(2019年 6 月24日現在)				
	貸借対照表計上額は本書における 開示対象ファンドの計算期間末日の 時価で計上しているため、その差額 はありません。	同左				
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」に記載しております。	(1)有価証券 同左				
	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する 注記)」に記載しております。	(2)デリバティブ取引 同左				
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、 短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、当 該金融商品の時価を帳簿価額として おります。	(3)上記以外の金融商品 同左				
	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左				

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2018年 6 月22日現在)	(2019年 6 月24日現在)
種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株 式	118,272,125	142,723,507
合 計	118,272,125	142,723,507

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2018年6月22日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建				
アメリカドル	16,840,290	-	16,827,442	12,848
合 計	16,840,290	-	16,827,442	12,848

(2019年6月24日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカドル	2,792,413	-	2,790,060	2,353
香港ドル	1,801,796	-	1,800,028	1,768
売 建				
アメリカドル	16,727,992	-	16,772,426	44,434
ユーロ	2,792,413	-	2,792,413	-
合 計	24,114,614	1	24,154,927	48,555

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物 相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評 価しております。
- 口)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い 発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2017年 6 月23日	自 2018年 6 月23日
至 2018年 6 月22日	至 2019年 6 月24日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2018年 6 月22日現在)	(2019年 6 月24日現在)		
1口当たり純資産額 1.8580円	1 口当たり純資産額 2.1285円		
(1万口当たり純資産額 18,580円)	(1 万口当たり純資産額 21,285円)		

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(2019年6月24日現在)

	(2019年 6 月24日到				
通貨	4 銘柄	株式数		評価額	 備考
,,	#H.II.1	1/1·2VXA	単価	金額	- m - J
アメリカ	GAZPROM NEFT-SPONSORED	9,900	31.70	313,830.00	
ドル	LUKOIL PJSC-SPON	13,500	83.02	1,120,770.00	
	NOVATEK PJSC GDR REGS	5,348	205.00	1,096,340.00	
	PJSC GAZPROM	138,800	7.16	994,918.40	
	ROSNEFT OIL PJSG-GDR	88,300	6.59	581,897.00	
	SURGUTNEFTEGAS	450,000	0.65	292,500.00	
	TATNEFT PAO-SPONSORED GDR	8,000	72.76	582,080.00	
	TMK PAO GDR-REG S	52,450	3.88	203,506.00	
	ALROSA PJSC	214,200	1.41	303,949.80	
	MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	20,500	9.10	186,550.00	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC- ADR	26,800	22.53	603,804.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR S	9,000	12.90	116,100.00	
	GLOBALTRA-SPONS GDR-S	20,000	9.15	183,000.00	
	OR PJSC	30,000	0.91	27,330.00	
	YANDEX NV-A	4,500	39.02	175,590.00	
	DETSKY MIR PJSC	74,050	1.36	100,782.05	
	X 5 RETAIL GROUP GDR	8,650	33.90	293,235.00	
	SBERBANK	77,600	15.30	1,187,280.00	
	TCS GROUP HOLDING	14,050	18.06	253,743.00	
	PJSC MOSCOW EXCHANGE-RTS	98,277	1.41	139,061.95	
	ETALON GROUP GDR-S	58,000	2.04	118,610.00	
MOBILE TELESYSTEMS		94,250	4.39	413,851.75	
	アメリカドル小計	1,516,175		9,288,728.95	
				(997,795,263)	
ユーロ	JERONIMO MARTINS	17,800	14.29	254,362.00	

				有価証券報告書(内	国投資
	ATRIUM EUROPEAN REAL ESTATE	42,000	3.22	135,240.00	
	ユーロ小計	59,800		389,602.00	
				(47,624,948)	
イギリス	NOSTRUM OIL & GAS	53,000	0.56	29,839.00	
ポンド	KAZ MINERALS	26,400	5.84	154,387.20	
	WIZZ AIR HOLDINGS	5,075	34.55	175,341.25	
	イギリスポンド小計	84,475		359,567.45	
				(49,239,166)	
チェコ	PHILIP MORRIS CR AS	125	13,780.00	1,722,500.00	
コルナ	チェココルナ小計	125		1,722,500.00	
				(8,233,550)	
ハンガリー	OTP BANK	12,100	11,750.00	142,175,000.00	
フォリント	ハンガリーフォリント小計	12,100		142,175,000.00	
				(53,585,757)	
ポーランド	CCC	5,000	162.20	811,000.00	
ズロチ	CD PROJEKT	1,500	202.60	303,900.00	
	KRUK	6,500	186.30	1,210,950.00	
	WARSAW STOCK EXCHANGE	21,200	41.60	881,920.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN	47,500	43.26	2,054,850.00	
	POLENERGIA	13,500	26.00	351,000.00	
	ポーランドズロチ小計	95,200		5,613,620.00	
				(161,335,438)	
香港ドル	UNITED COMPANY RUSAL	375,000	3.27	1,226,250.00	
	香港ドル小計	375,000		1,226,250.00	
				(16,860,937)	
	合計	2,142,875		1,334,675,059	
				(1,334,675,059)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
 - 3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨		銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式	22銘柄	100.00%	74.76%
ユーロ	株式	2 銘柄	100.00%	3.57%
イギリスポンド	株式	3 銘柄	100.00%	3.69%
チェココルナ	株式	1 銘柄	100.00%	0.62%
ハンガリーフォリント	株式	1 銘柄	100.00%	4.01%
ポーランドズロチ	株式	6 銘柄	100.00%	12.09%
香港ドル	株式	1 銘柄	100.00%	1.26%

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年7月31日現在)

資産総額	1,345,155,277 円
負債総額	3,815,090 円
純資産総額(-)	1,341,340,187 円
発行済数量	1,182,871,424 🏻
1単位当たり純資産額(/)	1.1340 円

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

発行済数量 1単位当たり純資産額(/)	621,730,675 口 2.1622 円
純資産総額(-)	1,344,298,136 円
負債総額	849,684 円
資産総額	1,345,147,820 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振
	替受益権を表示する受益証券を発行しません。
	受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を
	発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券へ
	│ の変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 │
	の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受
	益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている
	│ 振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしま │
	す。
	上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該
	譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受
	人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 company co
	座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の
	振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	│ 受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替 │ │ 機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたが │
	記録が行なわれるよう通知するものとします。
	上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象
	とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る
	振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異
	なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむ
	をえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停
	止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなけれ
件	ば、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一
	定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている
の受益権の取り扱い	受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、
	換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規
	│ 定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われま │
	す。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

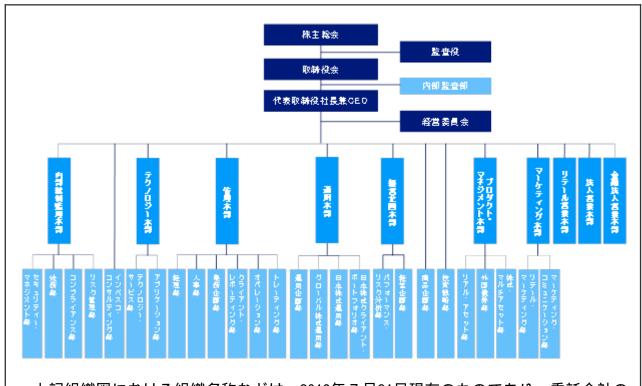
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年7月31日	資本金:4,000百万円
現在の状況	発行可能株式総数:56,400株
	発行済株式総数:40,000株
直近5カ年における主	該当事項はありません。
な資本金の額の増減	

(2)委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、2019年7月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長 兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締 役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議しま す。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを 議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役 会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関 する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、投資戦略委員会(原則、月次で開催)で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポー
	│ トフォリオ構築/戦略会議(原則、週次あるいは日次で開催)を │ 経て決定されます。
	柱し人足と16より。
Do (実行)	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会また は運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用
	本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および
	│ 運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果
	をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
	│ また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関
	連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、
	運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会 社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金 融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資 運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。						
運用する投資信託財			(2019年7月31日現在)				
産の合計純資産総額	基本的性格	基本的性格 ファンド数 純資産総額(単位:百万円)					
	株式投資信託 107 1,527,108						
	公社債投資信託						
	合 計 107 1,527,108						
	* ファンド数および純	資産総額は、親投資	資信託を除きます。 				

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号) に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

	前事第		当事業年度		
	(2017年1			2月31日)	
科目	内訳	金額	内訳	金額	
(資産の部)					
流動資産					
預金		4,986,282		2,394,399	
前払費用		89,406		93,498	
未収入金		606,560		830,023	
未収委託者報酬		464,530		432,532	
未収運用受託報酬		606,201		574,921	
未収投資助言報酬		11,221		14,244	
未収還付法人税等		-		160,546	
短期貸付金 1		-		2,000,000	
繰延税金資産		220,738		-	
その他の流動資産		392		524	
流動資産計		6,985,333		6,500,692	
固定資産					
有形固定資産 2					
建物附属設備	110,533		97,281		
器具備品	53,653		57,676		
建設仮勘定	41,358		328		
リース資産	4,946	210,492	1,978	157,265	
無形固定資産					
ソフトウェア	9,793		64,736		
ソフトウェア仮勘定	16,190		4,228		
電話加入権	3,972		3,972		
のれん	312,232		287,253		
顧客関連資産	1,673,707	2,015,895	1,539,810	1,900,002	
投資その他の資産					
投資有価証券	3,686		5,097		
差入保証金	384,874		387,318		
その他の投資	3,143	391,704	3,213	395,628	
固定資産計		2,618,092		2,452,896	
資産合計		9,603,426		8,953,588	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	前事業年度			
		(2017年12月31日)		2月31日)
科目	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		42,997		39,469
リース債務		3,236		2,178
未払金				
未払手数料	120,298		97,269	
その他未払金	254,392	374,691	198,771	296,040
未払費用		196,263		227,830
未払法人税等		452,262		-
未払消費税等		24,738		31,944
賞与引当金		1,158,769		1,139,420
その他の流動負債		30,108		20,183
流動負債計		2,283,068		1,757,068
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		2,178		-
退職給付引当金		589,090		652,632
役員退職慰労引当金		86,457		98,981
資産除去債務		82,365		82,225
繰延税金負債		4,255		3,006
固定負債計		881,882		954,381
負債合計		3,164,950		2,711,450
(純資産の部)				
朱主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,030,758	1,030,758	834,830	834,830
利益剰余金合計		1,030,758		834,830
株主資本合計		6,437,711		6,241,783
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		763		354
評価・換算差額等合計		763		354
純資産合計		6,438,475		6,242,138
負債・純資産合計	1			
71X MUXIZIAN		9,603,426		8,953,588

(2)【損益計算書】

	前事第		当事業年度		
		7年4月1日	(自 2018年1月1日		
	至 2017年12月31日)		,	3年12月31日)	
科目	内訳	金額	内訳	金額	
営業収益					
委託者報酬		1,852,178		2,520,359	
運用受託報酬		1,881,211		2,718,513	
投資助言報酬		42,299		78,933	
その他営業収益		3,069,058		3,467,662	
営業収益計		6,844,748		8,785,469	
営業費用					
支払手数料		691,795		870,147	
広告宣伝費		57,909		109,079	
調査費					
調査費	210,421		308,246		
委託調査費	461,935		774,827		
図書費	1,631	673,988	1,984	1,085,058	
委託計算費		255,988		344,946	
営業雑経費					
通信費	14,681		19,794		
印刷費	54,192		70,434		
協会費	9,294	78,167	12,691	102,921	
営業費用計		1,757,849		2,512,154	
一般管理費					
給料					
役員報酬	74,357		99,143		
給料・手当	1,247,994		1,762,821		
賞与	265,086	1,587,439	386,987	2,248,952	
交際費		53,074		53,222	
寄付金		1,100		1,191	
旅費交通費		149,277		179,085	
租税公課		63,175		83,433	
不動産賃借料		263,924		372,163	
退職給付費用		160,315		170,276	
人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		11,383		12,524	
賞与引当金繰入額		915,757		1,139,420	
減価償却費		155,186		212,422	
福利厚生費		207,104		267,659	
a		1,002,663		1,352,114	
一般管理費計		4,570,402		6,092,465	
営業利益		516,495		180,849	

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (単位:千円)

	(自 2017年4月1日		(自 2018年1月1日		
	, · · ·		至 2018年12月31日)		
TV E		7年12月31日)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
科目	内訳	金額	内訳	金額	
営業外収益					
受取利息 1		0		30,888	
保険配当金		4,489		4,496	
雑益		33,940		1,139	
営業外収益計		38,429		36,524	
営業外費用					
支払利息		58		45	
為替換算差損 為替換算差損		695		2,537	
□ 固定資産除却損 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		-		41	
		118		0	
当業外費用計 営業外費用計		871		2,624	
経常利益		554,053		214,749	
		·		·	
		554,053		214,749	
法人税、住民税及び事業税		546,803		191,008	
法人税等調整額		66,177		219,669	
法人税等計		480,625		410,678	
当期純利益又は当期純損失()		73,427		195,928	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,.	
I	I	I		I	

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

	株主資本					
	資本剰余		資本剰余金 利益類		余金	
資本金資本準備金		資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本	
	合計	繰越利益 剰余金	合計	合計		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	2,457,330	2,457,330	7,864,283
当期変動額						
当期純利益				73,427	73,427	73,427
剰余金の配当				1,500,000	1,500,000	1,500,000
株主資本以外の項						
目の当期の変動額						
(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,426,572	1,426,572	1,426,572
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,030,758	1,030,758	6,437,711

	評価・換		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	467	467	7,864,751
当期変動額			
当期純利益			73,427
剰余金の配当			1,500,000
株主資本以外の項			
目の当期の変動額			
(純額)	296	296	296
当期変動額合計	296	296	1,426,277
当期末残高	763	763	6,438,475

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金		資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	· 利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本準備金		繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,030,758	1,030,758	6,437,711
当期変動額						
当期純損失()				195,928	195,928	195,928
株主資本以外の項 目の当期の変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	195,928	195,928	195,928
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	834,830	834,830	6,241,783

	評価・換		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	763	763	6,438,475
当期変動額			
当期純損失()			195,928
株主資本以外の項			
目の当期の変動額			
(純額)	408	408	408
当期変動額合計	408	408	196,336
当期末残高	354	354	6,242,138

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はあ りません。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を 計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支 給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差 益又は為替換算差損として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2)決算期の変更

2017年6月23日開催の定時株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期末を3月31日から12月31日に変更しました。したがって、前事業年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9カ月間となっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1.概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2017年12月31日)	(2018年12月31日)
短期貸付金	-	2,000,000

2 有形固定資産の減価償却累計額

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2017年12月31日)	(2018年12月31日)
- 有形固定資産の減価償却累計額	322.242	361.616

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日	(自 2018年1月1日
	至 2017年12月31日)	至 2018年12月31日)
受取利息	-	30,888

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2017年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益 剰余金	37,500	2017年 3月31日	2017年 6 月24日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

- 2.配当に関する事項
 - (1)配当金支払額 該当事項はありません。
 - (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

1.オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	666,032	416,270
合計	915,794	666,032

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金 (主にグループ本社より資本増資)を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない 方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、 国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表	0.4./ / * \	差額	
	計上額(*)	時価(*)	上 在	
(1)預金	4,986,282	4,986,282	-	
(2)未収入金	606,560	606,560	-	
(3)未収委託者報酬	464,530	464,530	-	
(4)未収運用受託報酬	606,201	606,201	-	
(5)未収投資助言報酬	11,221	11,221	-	
(6)投資有価証券				
その他有価証券	3,686	3,686	-	
(7)差入保証金	384,874	383,650	1,224	
資産計	7,063,354	7,062,130	1,224	
(1)預り金	(42,997)	(42,997)	-	
(2)未払手数料	(120,298)	(120,298)	-	
(3)その他未払金	(254,392)	(254,392)	-	
(4)未払費用	(196,263)	(196,263)	-	
(5)未払法人税等	(452,262)	(452,262)	-	
(6)未払消費税等	(24,738)	(24,738)	-	
(7)長期預り金	(117,535)	(117,143)	391	
負債計	(1,208,485)	(1,208,095)	391	

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表	n±/=/*\	≠ \$5.
	計上額(*)	時価(*) 	差額
(1)預金	2,394,399	2,394,399	-
(2)未収入金	830,023	830,023	-
(3)未収委託者報酬	432,532	432,532	-
(4)未収運用受託報酬	574,921	574,921	-
(5)未収投資助言報酬	14,244	14,244	-
(6)未収還付法人税等	160,546	160,546	-
(7)短期貸付金	2,000,000	2,000,000	-

(8)投資有価証券			
その他有価証券	5,097	5,097	-
(9)差入保証金	387,318	387,372	53
資産計	6,799,084	6,799,138	53
(1)預り金	(39,469)	(39,469)	-
(2)未払手数料	(97,269)	(97,269)	-
(3)その他未払金	(198,771)	(198,771)	-
(4)未払費用	(227,830)	(227,830)	-
(5)未払消費税等	(31,944)	(31,944)	-
(6)長期預り金	(117,535)	(117,552)	17
負債計	(712,821)	(712,838)	17

- (*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前事業年度(2017年12月31日)

資産

- (1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (6)投資有価証券 基準価額を基に算出しております。
- (7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

負債

- (1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており ます。
- (7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(2018年12月31日)

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)未収還付法人 税等 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

			(+\u00fc \ 1\u0013)
	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	4,986,282	-	-
(2)未収入金	606,560	-	-
(3)未収委託者報酬	464,530	-	-
(4)未収運用受託報酬	606,201	-	-
(5)未収投資助言報酬	11,221	-	-
(6)差入保証金	-	384,874	-
合計	6,674,794	384,874	-

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

			(+\frac{1}{2} \cdot 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,394,399	-	-
(2)未収入金	830,023	-	-
(3)未収委託者報酬	432,532	-	-
(4)未収運用受託報酬	574,921	-	-
(5)未収投資助言報酬	14,244	-	-
(6)未収還付法人税等	160,546	-	-
(7)短期貸付金	2,000,000	-	-

(8)差入保証金	-	387,318	-
合計	6,406,669	387,318	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

			(+ 14 · 113 /
	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,385	3,488	1,102
小計	2,385	3,488	1,102
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	200	198	1
小計	200	198	1
合計	2,585	3,686	1,100

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

			(+12 + 113)
	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,385	3,238	853
小計	2,385	3,238	853
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,200	1,858	341
小計	2,200	1,858	341
合計	4,585	5,097	511

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。 当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)・ 前事業年度
(2017年12月31日)退職給付引当金の期首残高514,466退職給付費用131,908退職給付の支払額51,987その他の未払金への振替額5,295退職給付引当金の期未残高589,090

(2)退職給付に関連する損益

	(単位:千円)_
	前事業年度
	(自 2017年4月1日
	至 2017年12月31日)
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	131,908

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)において、28,407千円であります。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)_
	当事業年度
	(2018年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	589,090
退職給付費用	131,621
退職給付の支払額	65,538
その他の未払金への振替額	2,540

退職給付引当金の期末残高

(2)退職給付に関連する損益

(単位:千円)

131,621

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

簡便法で計算した退職給付費用

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)におい て、38,655千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)_
	前事業年度	当事業年度
	(2017年12月31日)	(2018年12月31日)
繰延税金資産		
_(1)流動資産		
賞与引当金	357,596	348,890
未払費用	22,052	24,096
未払退職金	1,634	777
株式報酬費用	90,959	92,535
その他	42,019	19,866
計	514,261	486,167
(2)固定資産		
退職給付引当金	180,379	199,836
役員退職給付引当金	26,473	30,308
資産除去債務	25,220	25,177
計	232,073	255,321
繰延税金資産小計	746,334	741,489
評価性引当額	525,595	741,489
繰延税金資産合計	220,738	<u>-</u>
繰延税金負債 (1)固定負債		
資産除去債務	3,918	2,850
その他有価証券評価差額金	337	156
繰延税金負債合計	4,255	3,006
繰延税金資産(負債)の純額	216,482	3,006

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2017年12月31日)

(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減額 その他	0.7% 0.5% 57.3% 2.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	86.7%

当事業年度(2018年12月31日)

法定実効税率 (調整)	30.8%
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 住民税均等割等	53.7% 1.7%
評価性引当額の増減額 税率変更による影響額	100.5% 2.7%
その他 	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	191.2%

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算して おります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

		(単位・十〇)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日	(自 2018年1月1日
	至 2017年12月31日)	至 2018年12月31日)
当期首残高	82,470	82,365
時の経過による調整額	105	139
当期末残高	82,365	82,225

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本 米国		欧州 その他		合計
1,204,914	2,927,206	722,570	137,878	4,992,569

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であ
- り、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,948,783	投信投資顧問業
Invesco Senior Secured Management, Inc.	783,585	投信投資顧問業

(2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国 欧州 その		その他	合計
1,652,677	3,338,360	1,122,760	151,311	6,265,110

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であ
- り、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
-----------	---------	------------

Invesco Advisers, Inc.	1,872,703	投信投資顧問業
Invesco Senior Secured Management, Inc.	1,021,034	投信投資顧問業

(2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 前事業年度においては、開示すべき重要な親会社及び主要株主等との取引はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK		持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付	2,000,000	短期貸付金	2,000,000

- (注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	1,169,065 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 及びその他営 業収益の受取	2,099,347	未収入金	343,181
親会社の子会社	Invesco Senior	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の 再委任等	その他営業収 益の受取	783,585	未収入金	89,533

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	1,653,096	投資顧問業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 及びその他営 業収益の受取	2,267,772	未収入金	391,668
親会社の子会社	Invesco Senior	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資顧問業		投資顧問契約の再委任等	その他営業収 益の受取	1,021,034	未収入金	133,686

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。
- (注3)連結ベースの金額を記載しております。
- 2.親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	(自 至	当事業年度 2018年1月 2018年12月	* *	
1 株当たり純資産額		1株当たり純資産	額	
	0,961円88銭			156,053円46銭
1 株当たり当期純利益金額		1株当たり当期純	損失金額()
	1,835円69銭			4,898円20銭

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(千円)	73,427	195,928
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失() (千円)	73,427	195,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	1
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止	a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引
されている、利害関係	を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に
人との取引行為	欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業
	の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定
	めるものを除きます。)。
	b.運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用
	を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を
	害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが
	ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
	c . 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害す
	るおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の
	総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当
	該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団
	体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下
	同じです。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決
	権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引
	業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で
	定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。)と
	有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引
	を行うこと。
	の行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額また
	は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容と
	した運用を行うこと。
	・ ・ こん
	人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保
	護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取
	引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令
	コネットで

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与
項	えると予想される事実はありません。

で定める行為。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2019年3月31日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月31日現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定め
株式会社SBI証券	48,323百万円	る第一種金融商品取引業
岡三証券株式会社	5,000百万円	を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,258百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業務を
株式会社横浜銀行	215,628百万円	営んでいます。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (2019年 6 月30日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・ マネジメント・リミテッド	71,037,142英ポンド (約9,701百万円)	英国籍の会社であり、内外の 有価証券などにかかる投資顧 問業務および当該業務に付帯 するその他一切の業務を営ん でいます。

英ポンドの円換算は、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 英ポンド=136.57円)によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算な		
	どを行います。		
	受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信		
	託受託会社に委託することができます。		
再信託受託会社の概			
要	名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社		
	資本金 10,000百万円(2019年3月31日現在)		
	事業の内 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関		
	容 の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基		
	づき信託業務を営んでいます。		
	再 信 託 の 原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の		
	┃┃目的 ┃管理)を、原信託受託会社から再信託受託会社┃ ┃		
	(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委		
	託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会		
	社へ移管することを目的とします。		
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行		
	い、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目		
	論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償		
	│ 還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行いま │		
	す。		
投資顧問会社	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受		
	けて、投資判断・発注などを行います。		

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 9 月19日	有価証券報告書
2018年 9 月19日	有価証券届出書
2019年 3 月19日	半期報告書
2019年 3 月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの2018年6月23日から2019年6月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの2019年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。